

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-48 部：業務用グリル及びトースタの
個別要求事項

正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	5.102	機器の一部又は全体が、異なる規格の適用となる機能で使用される場合には、合理的に適用できる限り、関連する規格を、それぞれの機能ごとに適用する。	(削除)
	11.8	機器の前面からはみ出ている…。	据置形機器の場合、機器の前面からはみ出ている…。
	25.3	組込機器の電源線への接続は、機器を据え付ける前にする場合がある。	適否は、目視検査によって判定する。
	29.3	この要求事項は、JIS C 0922 のテストプローブ 41 が接触する、可視赤熱電熱素子のシースには適用しない。	この要求事項は、JIS C 0922 のテストプローブ 41 が接触しない可視赤熱電熱素子のシースには適用しない。

平成 18 年 7 月 3 日作成